令和９年度

「未来をになう子供たちの応援団基金 ver2」からの寄付を希望する団体の募集要綱

１．目的

令和８年５月、三郷町の８４歳の女性が亡くなられました。彼女は、ご自身の財産が残れば、「親の愛情に恵まれない子どもや、母子家庭で苦労をしながら育てている子ども、学校に行きたくても行けない子どもなど、恵まれないかわいそうな環境にいる子どものために使ってください」という公正証書遺言を遺していました。

社会的孤立や物価上昇の中で、生活に困っている家庭は多く、ヤングケアラー等で家族のために犠牲にならざるを得ない等、多くの子供たちが大人からの支援を待っています。しかし、減少する福祉行政の予算や人手不足により、子供たちを支える側の大人たちも、過酷な労働環境や乏しい活動資金の中で余裕がない状況にあります。

そこで彼女の遺産を、多くの困難な状況にある子供たちのために活用していただくため、残された遺産の中から、３０００万円について、「未来をになう子供たちの応援団基金 ver.2」とし、広く県内の子供たちの活動団体に寄付を実施することにして、本要綱を定めます。

２．募集

(1)寄付金の対象となる事業

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までに奈良県内で実施される、不登校や、ひきこもりなどで苦しい思いをしていたり、親からの愛情に恵まれない等の不遇の子供たちのための支援活動。

※公共団体等からの他の補助金の交付や公的保険給付、公的な支援等を受けていてもかまいません。

※対象事業は単年でも継続事業でもかまいません。

(2)寄付金の対象となる方

①　法人格の有無を問わず、団体の規約またはそれに準じるものを備えており、毎会計年度の決算を構成員に公開している団体。

②　１年以上奈良県内での活動実績があるもの。

③　反社会的勢力に属する者が、代表者や従業員、構成員を務めておらず、かつ反社会的勢力とつながりがないもの

(3)寄付金の対象とならない事業

次のような事業は対象となりませんのでご注意ください。

・物品の購入や不動産の購入、施設整備のみを目的とした事業
・借入金の返済・負債整理の事業
・事業の全てを委託する事業
・個人的な活動を行う事業

・神事や仏事の実施を目的とする事業
・特定の人や団体、法人の利益を目的とした事業
・特定の政治活動、宗教活動を目的とした事業
・周年記念だけを目的とする事業 など
※上記以外でも、本寄付金の趣旨に沿わないと判断される事業は対象外となります。
(4)寄付金の金額
　一口 100 万円（合計 30 口）
※対象となる寄付金額が、事業経費の 2 分の 1 以内等の規制はありません。
※対象となる寄付金額が、計画年度内で使い切れなかった場合でも返還は求めません。
(5)　寄付金を受けた団体は、寄付金を活動計画に記載した以外の用途に使用してはいけません。また、寄付金を使って、活動計画で予定している事業を行うことができない状態になったと判断した場合は、寄付金の返還を求めることがあります。

３．寄附の申請
①申請期間：令和 9 年 1 月 11 日（月）から令和 9 年 2 月 12 日（金）
②担当窓口：

奈良総合法律事務所（担当弁護士：佐々木育子）
〒634-0804 奈良県橿原市内膳町 5-3-31 フクダ不動産八木駅前ビル 3 階
TEL　0744-23-8611

※申請内容や寄付の可否等、電話やメールではお答えできません。
※申請書類は、メールやＦＡＸでは受け付けておりませんので、必ず郵送してください。

４．申請書類
(1)提出書類
①寄付金申請書
②団体概要書
③寄付金の使い道についての事業計画書
④団体の収支決算がわかる書類　（令和 7 年度及び令和 8 年度）
⑤資産状況一覧表（令和 8 年 12 月 31 日時点）
⑥その他添付が求められている書類
【留意事項】
※１団体につき１事業のみの申請とします。
※記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から外れます。
※本制度に基づき提出された書類等は返却できません（必ず控えをお取り下さい。）
※本制度に基づき提出される書類等は、すべてＡ４サイズで作成して下さい。

(2)提出書類の受付
受付期限 令和 9 年 2 月 12 日（金）までに、郵送にて必着

5. 選考方法
　児童福祉に精通している専門家の合議体が、審査基準を設け、申請書類を書面審査の上で、寄付先を決定します。

6. 申請から事業完了までの流れ（予定）
◇令和 9 年 1 月 11 日（月） 受付開始
◇令和 9 年 2 月 12 日（金） 申請締め切り
◇令和 9 年 2 月 15 日（月）～3 月中旬　選考期間
◇令和 9 年 3 月中旬　寄付金交付決定通知（不決定通知）発送
◇令和 9 年 3 月 31 日（水）　寄付金振込の銀行口座届出締め切り
◇令和 9 年 4 月 9 日（金）　寄付金振込
◇令和 10 年 3 月 31 日限り　事業報告書提出（事業が複数年度にまたがる場合には中間報告書提出）